四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

四日市市長 田 中 俊 行

#### 四日市市規則第25号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年四日市市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 <u>この規則は、</u> 都市の低炭素化の	第1条 都市の低炭素化の促進に関する	
促進に関する法律(平成24年法律第	法律(平成24年法律第84号。以下	
84号。以下「法」という。) <u>都市</u>	「法」という。) <u>の規定による低炭素</u>	
の低炭素化の促進に関する法律施行令	建築物新築等計画の認定については、	
(平成24年政令第286号)及び都	<u>法</u> 及び都市の低炭素化の促進に関する	
市の低炭素化の促進に関する法律施行	法律施行規則(平成24年国土交通省	
規則(平成24年国土交通省令第86	令第86号。以下「省令」という。)	
号。以下「省令」という。) <u>の施行に</u>	<u>に定めるもののほか、この規則の定め</u>	
関し必要な事項を定めるものとする。	<u>るところによる。</u>	

## 改正後

#### (添付図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に 規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ れ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確 認に必要又は不要と認める図書とする。

区分	必要と認める図書	不要と認める図書
	の種類	の種類
法第54条第2項(法第55条第2項	建築基準法第18	

(略) 低炭素建築物新築等計画の認定等の申 請に係る建築物が、次に掲げる区域内 にある場合	建築物が左欄各号 に掲げる地域、地 区又は協定の内容	
低炭素建築物新築等計画の認定等の申		
(略)	1	
術的審査を受けた場合	する書類	
前条の市長が別に定める機関による技	していることを証	
中間に係る低灰系建築物新築等計画ス	国   放機関が交換する認定基準に適合	
申請に係る低炭素建築物新築等計画又	当該機関が交付す	/
<u>合するかどうかを同項ただし書の建築</u>   主事が審査をする場合を除く。)		
基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項をだしまの建築		
るとき(同項ただし書の特定構造計算		
基準に適合するかどうかの審査を要す		
構造計算基準又は特定増改築構造計算	通知書の写し	
01号)第6条の3第1項本文の特定	付された適合判定	
が、建築基準法(昭和25年法律第2	とした者により交	
又は低炭素建築物新築等計画の変更	定を行わせること	
該申出に係る低炭素建築物新築等計画	構造計算適合性判 	
定による申出をする場合であって、当	定に基づき知事が	
	条の2第1項の規	

### 改正前

(添付図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に 規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞ れ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確 認に必要又は不要と認める図書とする。

区分	必要と認める図書	不要と認める図書
	の種類	の種類
申請に係る低炭素建築物新築等計画又	当該機関が交付す	
は低炭素建築物新築等計画の変更が、	る認定基準に適合	
前条の市長が別に定める機関による技	していることを証	
術的審査を受けた場合	する書類	
(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等の申	建築物が左欄各号	
請に係る建築物が、次に掲げる区域内	に掲げる地域、地	
にある場合	区又は協定の内容	
(1) 都市緑地法(昭和48年法律第	に適合しているこ	
72号)に規定する緑地保全地	とを証する書類	
域、特別緑地保全地区、緑化地域		
又は緑地協定の区域		
(2) 生産緑地法(昭和49年法律第		
68号)に規定する生産緑地地区		
(3) 建築基準法 (昭和 2 5 年法律第		
<u>201号)</u> に規定する建築協定の		
区域		
(略)		
2 (略)		

改正後	改正前	
(建築確認の申出)	(建築確認の申出)	
第 4 条 法第 5 4 条第 2 項 ( 法第 5 5 条	第 4 条 法第 5 4 条第 2 項 ( 法第 5 5 条	

第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ四日市市建築基準法施行細則(昭和53年四日市市規則第6号)第2条第1項各号に定める図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

第2項において準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ四日市市建築基準法施行細則(昭和53年四日市市規則第6号)第2条第1項各号に定める図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第54条第2項の規定に よる申出を受けた場合において、申出 に係る建築物の計画が建築基準法第2 0条第2号又は第3号に定める基準 (同条第2号イ又は第3号イの政令で 定める基準に従った構造計算で、同条 第2号イに規定する方法若しくはプロ グラムによるもの又は同条第3号イに 規定するプログラムによるものによっ て確かめられる安全性を有することに 係る部分に限る。)に適合するかどう かを審査するときは、同法第18条の 2第1項の規定による指定を受けた者 に同法第6条第5項に規定する構造計 算適合性判定を求めるものとする。
- 3 前項の規定により市長が構造計算適 合性判定を求める場合の第1項の適用 については、同項中「確認の申請書の 正本及び副本各1通」とあるのは「確 認の申請書の正本1通及び副本2通」 とする。

(工事の完了の報告)

(工事の完了の報告)

### 第9条 (略)

- 2 前項の報告は、工事完了報告書(第 5号様式)<u>の正本及び副本各1通に、</u> <u>それぞれ</u>次に掲げる図書を添えて行わ なければならない。
  - (1)から(4)まで (略)

# 第9条 (略)

2 前項の報告は、工事完了報告書(第 5号様式)<u>に</u>次に掲げる図書を添えて 行わなければならない。

(1)から(4)まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定は、 この規則の施行の日以後に行う工事完了報告から適用し、同日前に行う工事完了報 告については、なお従前の例による。

(都市整備部建築指導課)